

ニュース

しぐなるあいず

NPO 法人 成年後見センター しぐなるあいず 代表 蒲田 孝代

事務局: 松戸市松戸 1292-1 シティハイツ松戸 510 TEL: 047-702-7868 FAX: 047-702-7869

Eメール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp 第16号 平成 22 年 12 月 28 日 発行

社会福祉協議会が取り組む成年後見制度について

千葉県社会福祉協議会

千葉県後見支援センター

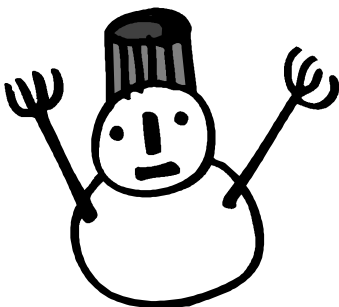
1. 社会福祉協議会の主な活動について

社会福祉協議会（以下、社協）は「福祉のまちづくり」の実現を目指し、総合的に地域福祉の推進を図る民間非営利の団体です。

社協は昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づき、国・都道府県・市区町村に基本的に 1 ヶ所設置されており、その活動には 2 つの大きな特徴があります。

1 つは地域住民や各団体に自らの地域の福祉的課題を自ら解決できるように組織化を図る等、様々な方法でエンパワメントを行い地域福祉活動を推進することです。具体的には、町内会・自治会と連携して小・中学校区単位を目安に地区社協を設置し、ボランティアの養成とともに高齢者、障害のある方や子育て中の親子が気軽に集えるサロン活動等をすすめたり、学校や地域の方々に福祉教育を行う等、多様な活動をしています。

もう 1 つは直接福祉事業を実施する方法で、社協によって行う事業は様々ですが、例として、高齢者や障害のある方への訪問介護サービス、デイサービス、配食サービス、移送サービスの実施や、子育て家庭への支援として、学童保育やファミリーサポートセンターの運営等をしている所もあります。低所得世帯等の経済的に支援が必要な世帯に対しては、生活福祉資金の貸付や生活相談を行うことでその自立を図っています。また、判断能力が不十分な高齢者等には、福祉サービスの利用援助や金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施しています。



2. 日常生活自立支援事業について

社会福祉協議会は平成 11 年 10 月から「日常生活自立支援事業」を実施しています。この事業は、判断能力が不十分な高齢者や障害のある方の依頼を受けて契約を結び、福祉サービス等の生活に必要な手続きの利用援助と見守り活動、日常生活費の金銭管理、重要書類や通帳・印鑑等の保管サービスを行っています。

平成 22 年 11 月末現在の本県の実利用者数は 485 名（千葉市を除く）で、割合は高齢者 6 割、精神障害者 2 割、知的・身体障害者等が 2 割です。

5 割の方が月 1 回、3 割の方が月 2 回の訪問による金銭の管理サービスを利用していますが、浪費や身近な人の金銭搾取の恐れ等のため、特に細かな金銭管理が必要で毎週訪問を受けている方は 1.5 割になります。なお、3 割の方が財産の保全サービスを利用されています。

本事業は社会福祉法第 2 条に「福祉サービス利用援助事業」という名称で規定されており、国と県からの補助金（日常生活自立支援事業費）を県社協が受け、県を広域 10 ヶ所に分けてそれぞれ 1 ヶ所ずつ 1 社協に基幹的社協として県社協から委託・実施しています（市原市は県社協直営）。その他、補助金を受けずに市で独自に実施している所は 7 社協あります（千葉市は政令指定都市のため国・市からの補助金で運営）。

従事者は専門員（社協の常勤職員）と生活支援員（非常勤職員）で、専門員が相談受付、関係機関との調整、面接、契約締結審査会での説明、支援計画の策定や契約締結を行い、専門員から引き継ぎや指示を受けて生活支援員が訪問による具体的な支援を行います。専門員は原則として社会福祉士等の有資格者ですが、生活支援員は市町村社協に登録され、県社協が行う生活支援員養成研修を受けた方です。

利用料は年会費 3,600 円、保管サービス年 3,000 円、利用料 1 時間 1,000 円で、利用料が生活支援員の毎月の手当になります。ただし、生活保護の方は無料で利用率は 3 割を超えています。

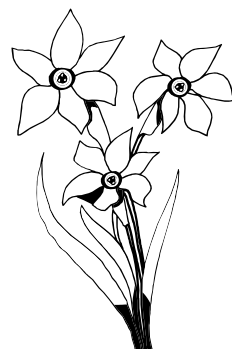
なお、認知症の進行や障害の重度化等で利用者の契約能力が低下すれば契約は成り立たなくなります。その場合は、成年後見制度に繋ぎ、成年後見人等に身上監護や財産管理等の法律行為を行っていただくことになります。

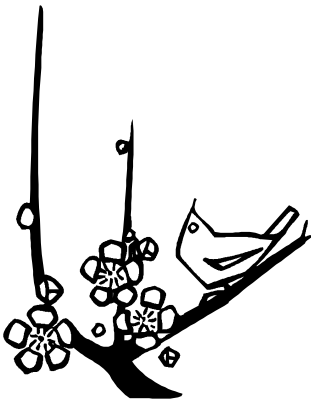
3. 成年後見制度について

これまで日常生活自立支援事業から成年後見制度へ繋いで解約したのは約 1.2 割ですが、能力低下のために契約が成り立たず後見制度の利用が相応しいにも関わらず、主に「申立人の不在」「後見人候補者の不在」の理由で制度利用が進まずに、本人の意思確認が不明確なまま援助を続けている例もあります。

「申立人の不在」については、2～4 親等以内の親族がわかれば制度説明を行い、申立人が不明な場合は行政に首長申立てをすすめることで対応し、「後見人候補者の不在」については、社協が法人で後見人を受任する法人後見を実施したり、社会貢献意欲のある市民に研修を行って市民後見人を養成し、社協が監督を行うことが考えられます。

平成 21 年 8 月の全国社会福祉協議会の発表によると、全国で法人後見を実施（要綱整備のみも含む）している社協は 89 ヶ所で、今後も増





加傾向にあるとのことでした。

県内では 3 ヶ所の社協が法人後見を実施しています。浦安市社協は平成 18 年 4 月に要綱を整備し、浦安市からの委託で法人後見を開始し、現在 1 件（後見）を受任しています。

千葉市社協は平成 18 年 10 月に法人後見の要綱を整備しており、千葉市からの補助で現在 8 件（後見 6 件、保佐 2 件）を受任しています。なお、千葉市は平成 22 年 4 月、社協に千葉市成年後見支援センターを委託し、成年後見制度の相談受付、申立手続き援助や市民後見人の養成等の事業も開始しました。

柏市社協は、現在のところまだ市からの財政支援はありませんが、平成 22 年 8 月に法人後見の体制整備を図り、1 件（後見）を受任しました。

社協が法人後見を受任する要件はそれぞれ異なりますが、これまで概ね共通していることは、首長申立てケース、高額な財産や紛争が無いケース、他に適切な後見人等が不在のケースです。つまり、法的な専門性は不要の方で、頼れる親族も無く低所得の方が中心といえます。

親族の高齢化や核家族化の進展等から親族後見が 6 割まで減り、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人が 4 割に増加する中、専門職だけでは対応が困難になっています。さらに、成年後見制度の利用ニーズがある方は全国で約 120 万人と推測される中で、制度開始から現在まで約 17 万人の利用に留まっており、必要な人に届いていないという状況があります。

千葉県社協では、成年後見制度の利用を進める方策を検討するため、平成 21 年度から 22 年度にかけて成年後見制度研究委員会を開催し、「社協の法人後見のあり方」「市町村長による成年後見制度申立、成年後見制度利用支援事業の利用促進」「市民後見人の養成」をテーマに研究してきました。

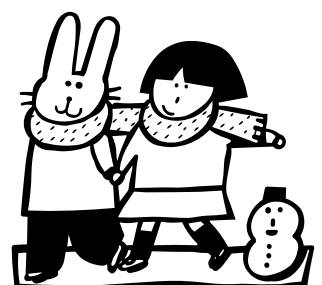
社協の法人後見のあり方としては、日常生活自立支援事業と同様な運営手法（専門員と生活支援員の関係を準用）をイメージしています。

研修を積んだ市民を非常勤職員「法人後見支援員」（仮称）として、社協の常勤職員「法人後見専門員」（仮称）の監督のもとに後見業務を行うというものです。

法人後見の対象は、首長申立てや他に後見人候補者がいない方、身上監護や日常的な金銭管理が主の方等ですが、例えば社協と親の複数後見により親亡き後をカバーするパターンなども視野に入れていきます。

県社協には、人材育成や法人監督等で法人後見に取り組む社協をバックアップすることが求められています。

市民後見人の活動は、個人として業務を行うもの、法人後見を行う NPO 法人等で活動するもの、親族や専門職後見人と複数後見したり、専門職後見人が紛争などの問題を解決した後に引き継いで受任するものなど様々なパターンが考えられ、研究会では、社協の非常勤職員として業務を行うパターンを中心としていますが、それ以外の市民後見人、親族後見人への支援もあわせて検討しています。



市民後見人の養成については、きめ細かな対応が可能で地域福祉の推進に寄与することのできる人材を養成するため、倫理観や被後見人の理解、後見活動に必要な法律知識・実務対応力や福祉関係者等との連携等を身につけるためのプログラムを検討中です。

市町村長による成年後見制度申立て等の促進については、行政の理解を深めることや申立て手引書作成が必要であるとしています。

これらの研究は、今後の事業化の指針となるものとして、平成23年3月に報告書としてまとめる予定です。

これまで住民とともに多様な活動を展開してきた社協が成年後見事業に取り組んでいくためには、住民の皆さんやNPO法人等の団体の協力や参加が不可欠です。

高齢者や障害者への権利侵害を防ぎ、尊厳を守るために、共に考え、共に生き、共に「福祉のまちづくり」を推進していきましょう。

しぐなるあいずの後見は「楽しく生きるお手伝い」がテーマです

3 つ の ポ イ ン ト

① 当事者本人の意思の尊重

- 意思を表すのは言葉だけじゃない
- 五感を働かせて本人が発信するシグナルをキャッチ
- 本人の利益を考えた「意思の尊重」

② 支援の連携をコーディネート

- 当事者本人を中心に身近な人々や福祉サービス関係者との連携
- 多くの目（アイズ）による見守り

③ チームで後見

- 専門知識の豊富なスタッフ（弁護士、司法書士、社会福祉士）や、きめ細かい支援を心掛けるスタッフ（市民後見人）が共同で担当

しぐなるあいずでは活動を支えてくださる賛助会員を募集しています。

年会費： 個人1口 2,000円 団体1口 10,000円

連絡先： しぐなるあいず事務局 TEL 047-702-7868